

経営事項審査（経審）における 防災協定締結による加点が大幅に引き上げられました！

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直しされています。その中で、社会性評価の見直しにおいての防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。

当会は、平成20年6月2日に茨城県と災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定を締結しており、会員の皆様は、当会交付の証明書により、この制度をご活用いただくことができます。ご希望の場合は協会事務局へお問い合わせ下さい。

○ 防災協定締結業者としての確認方法

申請者の防災協定加入者の有無を判断するためには、次の確認書類が必要となります。

- ☆ 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し
- ☆ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合には、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）

○ 当会への証明書申請方法

- ☆ 所定の用紙「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を協会へ申請してください。用紙は協会事務局に用意してありますので、ご希望の方はご連絡ください。なお、協会のホームページにも掲載しております。

※ 交付願の審査基準日とは、経営事項審査申請をする日の直前の営業年度末日（決算日）のことを言います。ただし、新規申請の場合など、建設業許可日が審査基準日となる場合や、新規に法人設立をした際の設立日をもって審査基準日とする場合もあります。

- ☆ 申請の内容に基づき「証明書」及び「防災協定の写し」を発行いたします。

ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。

TEL : 029-301-7100

FAX : 029-301-7103